

## 仕様書

名古屋市立大学医学部附属西部医療センターにおける看護補助者に関する労働者派遣契約に係る業務仕様について、下記のとおり定める（以下、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターを「派遣先」、派遣元業者を「派遣元」という。）。

### 1 目的

派遣元が雇用する派遣労働者を派遣先に派遣し、看護師等の業務を補助する作業に従事させる。

### 2 業務場所

名称 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター  
所在地 名古屋市北区平手町1丁目1番地の1

### 3 業務を行う部署

看護部

### 4 業務の内容

派遣先の「看護補助者業務基準・手順」を基本とする。  
環境整備、リネンの整備、器械・器具の清掃・整備、備品の整備、食事の準備・片付け・介助・見守り、清潔援助の準備・片付け・補助、排泄援助の補助、患者搬送・搬送補助、メッセージ業務、薬品の在庫確認、その他指揮命令者が必要と判断した業務

### 5 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 6 業務体制

#### (1) 業務日

ア 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。

イ 派遣期間中に置いて、前号の規定にかかわらず、同一の曜日が2週連続で休日となる場合及び概ね5日間以上連続で休日となる場合には、上の表の業務の一部又は全部について作業を要することがある。

#### (2) 業務時間

ア 1日当たりの業務時間は、午後4時00分から午後11時00分までとする。ただし、始業又は終業時刻は、派遣先責任者の指示により変更する場合がある。

イ アの時間内における休憩時間は、45分間とする。ただし、アの時間数によっては、指揮命令者の指示により変更する場合がある。

### (3) 人員

派遣労働者数は、概算人数は下表のとおりとし、派遣先と派遣元との協議において派遣先が決定する。

期間	派遣労働者数
令和7年4月1日～令和8年3月31日	18名

ただし、派遣期間中に派遣先の要請により派遣労働者数を変更する場合がある。その場合は2箇月前までに派遣元に通知する。

## 7 時間外労働及び休日労働

(1) 派遣労働者の所定の業務時間を超える勤務（以下「時間外勤務」という。）は、原則実施しないが、業務上必要がある場合には、時間外勤務を命じることができるものとする。

(2) 休日（業務日以外の日）における勤務は、実施しない。

## 8 組織単位

病院 看護部

## 9 派遣先責任者及び指揮命令者

派遣先責任者

役職 病院 看護部長

派遣先苦情申出先

役職 病院 看護部長

指揮命令者

役職 病院 看護師長及び助産師長

## 10 派遣元責任者

派遣元において、責任者および苦情申出先を選任するものとする。

## 11 派遣労働者の選定

(1) 派遣元は、当該業務に適する派遣労働者を選任するものとし、必要な研修を行う（研修費用は派遣元の負担とする）ものとする。研修の時期については、すべての派遣労働者に派遣前に実施するものとし、その後については、派遣先が必要と判断した

者について適時実施するものとする。

- (2) 派遣元が派遣労働者を選定するに当たり、6(3)に定める派遣労働者数を超えた人員をもって業務体制を満たすことは認めない。ただし、指揮命令者が派遣労働者の休暇に伴う代務者を依頼し派遣する場合又は派遣先と派遣元が協議の上認めた場合は、この限りでない。
- (3) 派遣元は、派遣期間開始の7日前までに、派遣する労働者全員の名簿及び(1)を確認するための書類（履歴書等）の写しを派遣先に提出すること。
- (4) 派遣元は、労働者を派遣するに当たり、事前に研修を行う等により本業務の内容並びに業務遂行に必要な知識、技術、経験の水準及びその他就業条件を当該労働者に的確に周知するものとする。
- (5) 派遣先が、派遣労働者が本業務を行う上で不適格であると認めた場合には、派遣元は調査確認の上、派遣先に報告を行うこと。また、派遣先が必要と認めた場合について、派遣先は派遣元に対して派遣労働者の指導及び変更を請求することができるものとし、派遣元は派遣先の指示に従い、これを行わなければならない。
- (6) 派遣労働者が予定された業務日に休暇を取得する場合において、指揮命令者が派遣先の業務に相当の支障をきたすと判断したときは、派遣元に対して代務者の派遣を依頼するものとする。
- (7) 契約期間中において派遣労働者の変更をできる限り行わないように努めること。ただし、本業務履行状態が不良又はそれに類似する理由による場合等は、この限りでない。
- (8) 派遣労働者が傷病その他やむを得ない理由により欠務が生じる場合等により、派遣元が派遣労働者を変更する場合、新しい派遣労働者に対して、派遣先が必要と認める期間、業務の引継ぎを現任の派遣労働者に行わせるものとする。この業務の引継ぎに係る費用は派遣元の負担とする。

## 12 服装等

派遣労働者の服装は、派遣先が用意する制服を着用させなければならない。また、派遣先が派遣労働者の服装等を不適切であると指摘した場合は、派遣元は派遣労働者の服装等を改めさせなければならない。

## 13 派遣労働者の服務

派遣元は、派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

- (1) 業務を適正に執行すること。
- (2) 派遣労働者は職務上の地位を利用して、個人的利益を図る行為をしないこと。
- (3) 休暇を取る場合は、前月10日までに（緊急の場合は、状況判断後速やかに）申し出ること。

- (4) 派遣労働者は「労働者派遣に当たっての情報取扱注意事項」（別紙1）及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」（別紙2）を遵守すること。その職を退いた後も同様とする。
- (5) 通勤に際して許可なく院内駐車場を利用しないこと。
- (6) 病院敷地内及び周辺道路において喫煙しないこと。
- (7) その他、院内のルールを順守すること。

#### 14 福祉増進のための便宜供与

- (1) 派遣先は、派遣労働者に対し、派遣業務が適正かつ円滑に行われるようにするため、ハラスメントの防止等適切な業務環境の維持、派遣先の労働者が利用する一定の福利厚生施設等（休憩室及び駐輪場等）の利用に関する便宜を図るよう努める。
- (2) 派遣先は、派遣元の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実情を把握するために必要な情報を派遣元に提供する等の協力をするよう努める。

#### 15 派遣労働者からの苦情の処理

- (1) 派遣元において苦情の申出を受けたときは、派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- (2) 派遣先において苦情の申出を受けたときは、派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- (3) 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

#### 16 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

##### (1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

##### (2) 就業機会の確保

派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めるものとする。

##### (3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他、派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣先及び派遣元の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

#### (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにすることとする。

### 17 派遣料金

派遣料金は、15分単位の業務実績（休憩時間を除く。）を派遣人数分合計し、契約する単価（1時間当たりの消費税等を含まない単価。以下同じ。）を乗じた金額（1円未満の端数は切捨て）に、消費税等（1円未満の端数は切捨て）を加えた金額を派遣料金とする。なお、1日当たりの業務時間が8時間を超える時間に対する派遣料金の算定に用いる単価については、契約する単価の25%割増とする。また、午後10時から翌日の午前5時までの間の業務実績に対する派遣料金の算定に用いる単価については、契約する単価の25%割増とする。

### 18 支払い方法

月末締めとし、有効な請求書を受領後、翌月末日までに口座振替により支払うものとする。

### 19 妨害及び不当要求に対する届出義務

(1) 派遣元は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要

求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。) を受けた場合は、派遣先へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

- (2) 派遣元が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 20 その他

- (1) 本業務を遂行するに当たり、派遣元は本仕様書に定めるもののほか、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等を遵守しなければならない。
- (2) 派遣労働者は毎日勤務終了後、指揮命令者の確認を受けなければならない。
- (3) 派遣元が本仕様書に違反した場合又は本仕様書に関わらず派遣元の責に帰すべき事由により、派遣先に対し社会的信用を失墜させる等重大な被害を与え、若しくは与えることが明らかとなった場合は、派遣先の申出に対し派遣元は直ちに契約解除に応じるものとする。なお、これらの場合に生じる費用はすべて派遣元の負担とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、派遣先と派遣元が協議して定めるものとする。

## 労働者派遣に当たっての情報取扱注意事項

### (基本事項)

第 1 この契約に基づき自己の雇用する労働者を公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）に派遣する者（以下「乙」という。）は、情報保護の重要性を認識し、当該契約による事務を処理するための情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 2 乙は、この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）に関して知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (派遣労働者の教育)

第 3 乙は、本件業務に従事する乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）に対し、当該業務に関して知り得た情報を、派遣期間中はもちろんのこと派遣終了後においても正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならないことを周知するなど、情報の保護に関し必要な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報（名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う業務である場合、派遣労働者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

### (報告等)

第 4 乙は、この契約に違反したことにより事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(別紙2)

## 障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。